

令和2年4月30日

羽島北高等学校生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策のための今後の県立高等学校及び県立特別支援学校における対応について岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、学校保健安全法第20条の規定により、県立高等学校及び県立特別支援学校を令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの間、臨時休業とする決定が行われました。

それに伴い、岐阜県立羽島北高等学校では、今後5月7日～5月31日までの学習課題やオンライン学習支援講座等について「すぐメールでの連絡」と「学校ホームページでの掲載」を5月1日（金）に行いますので確認をお願いします。

生徒、保護者の皆様には多大なるご迷惑とご心配を引き続きおかけしますが、ご協力をお願いします。